

# 道路境界確定要領

## 1 境界確定

- (1) 境界確定は公共測量に準ずるものとし、任意座標での図面作成は不可とする。
- (2) 境界確定は両側確定のみとし、片側確定は不可とする。
- (3) 境界確定は、可能な限り道路構造物等を取り込むように確定することが望ましい。
- (4) 自費による境界確定は、境界確定願と共に検討図を提出すること。
- (5) 自費による境界確定の立会日程、立会通知及び承諾書等については、申請者が対応すること。
- (6) 承諾書は、現地確認・図面及び写真確認・代理人のいずれかで承諾を得ること。代理人の場合、委任状を添付すること。
- (7) 死亡等により相続人が確定しているが、相続登記がされていない場合は、相続人であることが分かる証明を添付すること。

また、成年後見人等が選任されている場合においても、証明できる書類を添付することで委任状は省略とする。

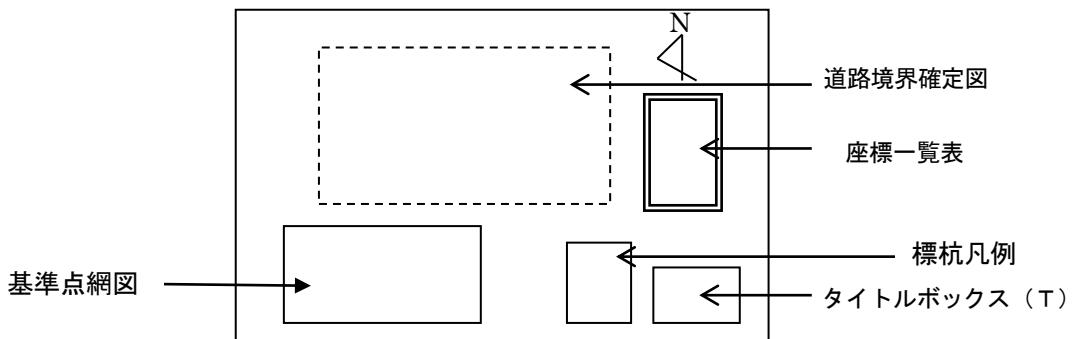
(部数及び用紙)

2 図面の材質は普通紙とし、提出する部数は2部とする。ただし、市が特別に指示する場合は、この限りではない。

3 図面の用紙サイズは、次のとおりとする。

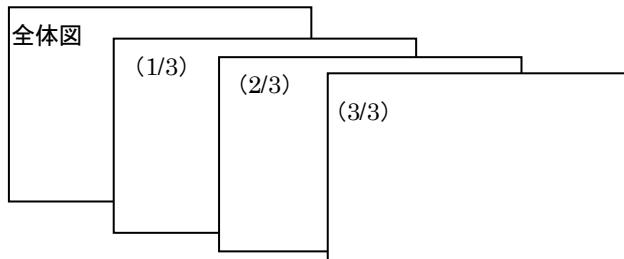
- (1) A3用紙とし、この中に道路境界確定図、座標一覧表及び、基準点網図、タイトルボックス並びに標杭凡例等を記載すること。

例)



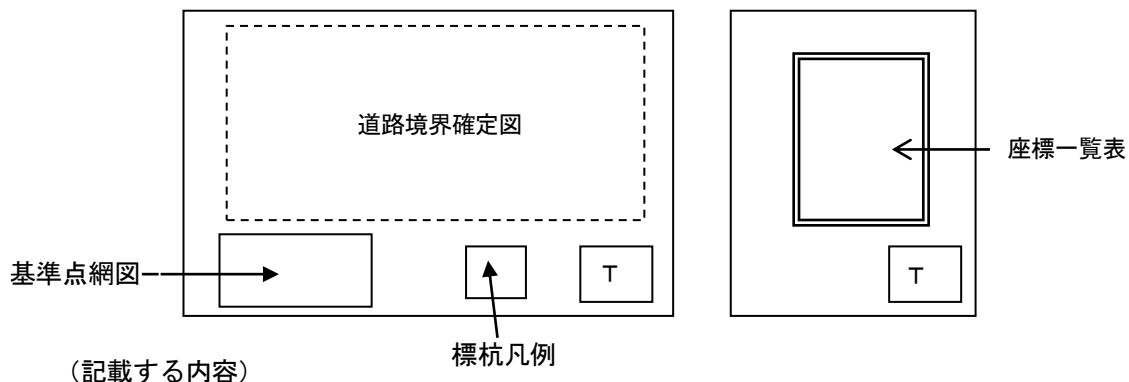
- (2) 境界確定が広範囲の場合で道路境界確定図がA3用紙に納まらない場合は、A3用紙複数枚に分割すること。

例)



- (3) 道路境界確定図はA3用紙に納まるが、同一用紙内に座標一覧表を記載することが困難な場合は、座標一覧表のみを分割すること。

例)



#### 4 道路境界確定図

- (1) 縮尺は、原則1/250とするが、市職員と協議の上1/500とすることができます。
- (2) 寸法の表示はメートル単位とし、小数点第3位未満は切り捨てとする。
- (3) 境界標等の表示は、次のとおりとし、標杭凡例に記載をする。

境界標等種類	表示	境界標等種類	表示
① 基準点	△	⑥ プレート	①
② 市石杭	◎	⑦ 銅	◎
③ 市プレート	○	⑧ 図上点	●
④ 市銅	⊗	⑨ その他	◐
⑤ 石杭	田		

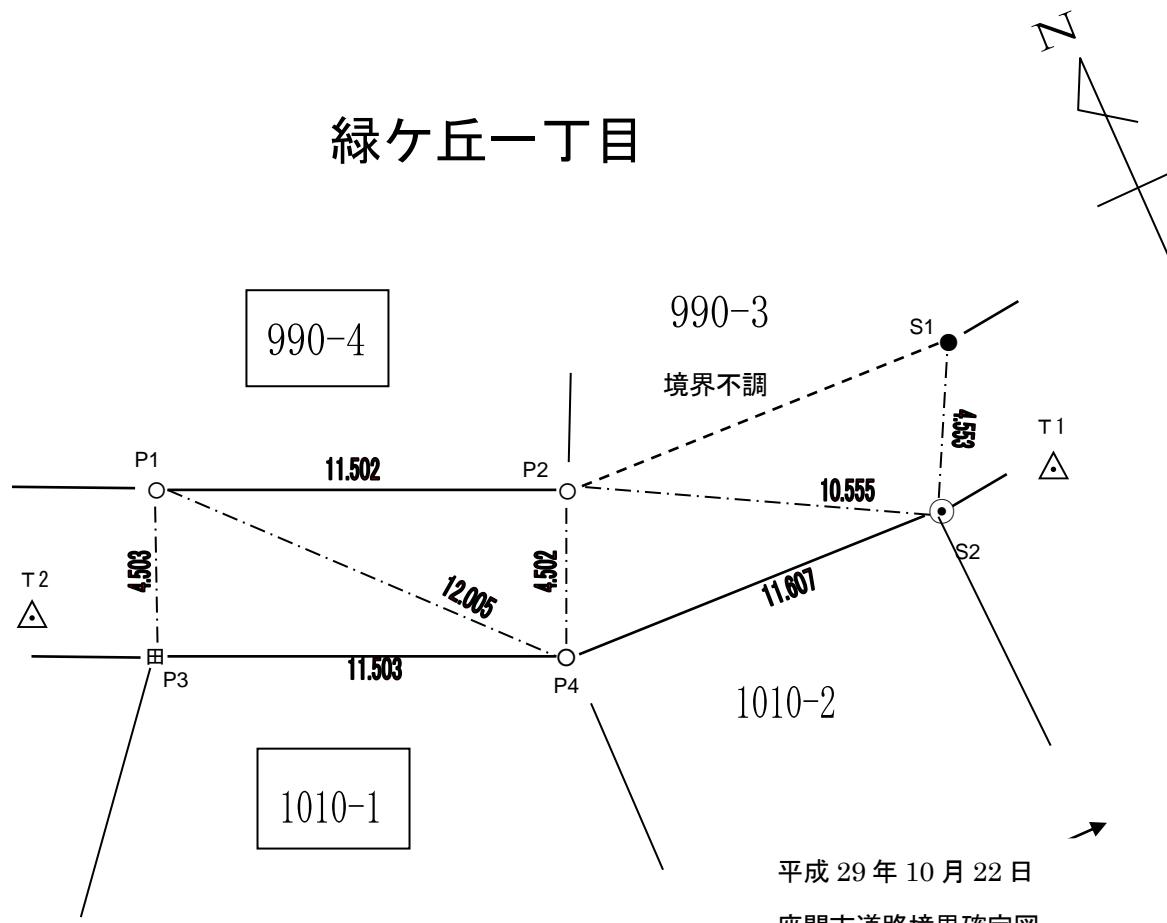
- (4) 境界線等の表示は、次のとおりとし、斜については、片タスキ掛けとする。

例外として、垂線計算を特に必要とする場合には、この限りではない。

線の種類	表示	太さ
① 境界線・方向線	—————	実線 1pt程度
② 距離線（境界以外の線）	-----	1点鎖線 0.75pt程度
③ 境界不調線	-----	破線 1pt程度
④ 筆界線	—————	実線 0.75pt程度
⑤ 字界線	— · · · —	2点鎖線 1.25pt程度

- (5) 過去に確定図面が作成されており、図面作成時に承諾書を得ていない場合については、全ての部分に図面の立会年月日（不詳の場合は、市職員と協議を行い表記する。表記例：改3-16座間市道路境界確定図、平成6年度道路境界確定図等）及び図面名の表記を行うこと。
- (6) 図面作成時に承諾を得ている場合には、地番を囲むこと。

## 【記載例】



(点間距離)

### 5 既設及び復元点間距離

#### (1) 既設点間距離

過去に確定を行っている部分については、過去の点間距離を採用するものとし、座標については、実測時の座標とする。

較差の許容範囲については、次の表のとおりとする。

既設点間距離は、確定当時の数値で記載をする。

例) 確定当時の記載が小数点第 2 位未満は切り捨てであれば、そのまま記載する。

#### (2) 復元点間距離

亡失点の復元の場合には、過去の点間距離に基づき復元を行うものとし、座標については、実測時の座標とする。

既設点が較差の許容範囲から逸脱し、何れかの原因により、移動していると認められる場合にも同様とする。

周囲の既設点の点間距離が較差の許容範囲から逸脱しているが、移動等の可能性が認められない場合及び復元不能で錯誤の場合には、再確定とする。

(3) 図面記載範囲

境界確定を実施した点から、一点先までを図面に記載することとし、三斜を設けること。一点先が未確定の場合は、方向線のみを示すこと。

(4) 基準点網図 図面上の縮尺は問わない。

(5) 較差の許容範囲

確定点

区分 距離	平地	適用
20m未満	10mm	
20m以上	S/2000	Sは点間距離の計算値

復元点

区分 距離	平地	適用
10m未満	30mm	最大値である為、適用に当たっては、測量年度及び現地整合性をよく確認すること。
10m以上	50mm	

## 6 座標一覧表

(1) 用紙の余白を利用して座標一覧表を記載すること。

(2) 座標一覧表に次の項目を記載すること。

- ① 点名 ② X座標 ③ Y座標 ④ 種別（境界点等の種別）

(3) 座標一覧表に記載する境界点等の種別の表示は、次のとおりとする。

境界標等の種類	表示	境界標等の種類	表示
① 基準点	○級基準点	⑦ 民プレート	民プレート
② 市石杭	市石	⑧ その他プレート	注：○プレート
③ 市プレート	市プレート	⑨ 金属鉄	鉄
④ 市鉄	市鉄	⑩ 図上点	図上点
⑤ 民石	民石	⑪ その他	刻、プラスチック杭等
⑥ その他コンクリート杭	注：○○石		
注：県・国・JR・相鉄等、杭種の特定ができる場合に使用すること。			

(4) 境界標の表示の後に次のように設置経過を記載すること。

- ① (新設) ← 現地に既存境界標が存在せず、今回新たに確認した点に境界標を埋設した場合

- ② (復元) ← 過去に確定図等により確定しているが、亡失等により滅失した箇所に

### 境界標を埋設した場合

- (3) (既設) ← 既に標識が現地に存在しており、同境界標を採用した場合
- (4) (入替) ← 既に標識が現地に存在しているが、他の標識に入替えをした場合
- (5) 座標一覧表の右下に測地系を記載すること。  
世界測地系 2000
- (6) 座標一覧表の右下に、(注)座標値を開いた結果と図面寸法が異なる場合があります。と明記すること。

**【記載例】 座 標 一 覧 表**

点名	X座標	Y座標	種別
P1	-58877. 961	-37581. 171	市石（新設）
P2	-58877. 811	-37582. 991	市プレート（復元）
P3	-58896. 534	-37581. 986	石（既設）
P4	-58901. 442	-37584. 121	図上点
T1	-58874. 663	-37580. 636	3級基準点
T2	-58907. 567	-37586. 812	4級基準点

(注)座標値を開いた結果と図面寸法が異なる場合があります。(世界測地系 2000)

## 7 タイトルボックス

- (1) 用紙の右下に次の項目を記載すること。

- ① 道路境界確定図 ② 路線名 ③ 所在地 ④ 立会年月日又は作成年月日
- ⑤ 縮尺 ⑥ 作成者（作成者所在地・作成者名（印）・作成者電話番号）

**【記載例】**

図面名	道路境界確定図		
路線名	座間市道〇〇〇〇号線		
所在地	座間市〇〇〇1-2-3 先		
立会年月日	〇〇年 〇月〇日	縮尺	1/〇〇〇
作成者	〇〇市△△4-5-6 △△測量設計(株) (印) TEL012 (345) 6789		

【道水路境界確定図】道路・水路が含まれる場合  
【道路境界復元図】確定点に対する復元を実施した場合

複数路線の場合は主な路線の次に「ほか」を加える

申請地先の地名・地番を記入

【立会年月日】立会いを実施している場合

【作成年月日】立会いをせず、復元のみを  
実施している場合等

・複数回に亘って立会いを実施した場合は当初の日付を記入  
・立会日は和暦にて記載すること

## 8 提出物

自費又は開発行為に伴う境界確定を行った場合には、境界確定図面と共に下記記載の CD を提出すること。

- ・ 境界確定図（PDF 形式）
- ・ 境界確定図（DWG 形式）
- ・ 座標 SIMA データ
- ・ 境界点写真

9 その他疑義が生じた場合は、市職員と協議を行い確定の方向性を検討すること。

平成31年 4月1日施行

令和 7年10月1日改正